

亀岡市告示第171号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和8年7月17日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年7月17日から令和8年7月31日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月17日

亀岡市長 桂川 孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
18065	合戦野八幡線	亀岡市篠町篠新畑田1番先 亀岡市篠町篠合戦野4番1先	443.44m	$\frac{3.80\text{m}}{\sim 12.20\text{m}}$
04041	南条寺線	亀岡市曾我部町南条北向田1番2先 亀岡市曾我部町寺広畑1番2先	1,774.26m	$\frac{2.50\text{m}}{\sim 9.08\text{m}}$